

就学援助制度のお知らせ

就学援助制度は、経済的な理由により小・中学校に通うお子さんに義務教育を受けさせることが困難と認められた保護者に対して、学用品費・学校給食費等の学校にかかる費用の一部を援助する制度です。

【就学援助の対象となる方及び申請に必要な書類】

高萩市に住所を有し、市内の小・中学校又は茨城県が設置する中学校に入学予定、又は在籍している児童・生徒の保護者で、以下に該当する方が対象です。

(市外に居住し、市内の小・中学校へ区域外就学の許可が出ている場合も対象となります。)

<要保護者>

生活保護を受けている世帯…市外居住者の場合は、受給証明書が必要です。

<準要保護者>

前年度又は当該年度において以下のいずれかに該当し、高萩市教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

申請書に該当する認定要件を証明する次のいずれかの必要書類を添えて提出してください。

認定要件	必要書類
(1) 市民税が非課税又は減免されている世帯	<p>市民税が非課税の方…不要 ただし、令和7年1月2日以降に高萩市に転入された方は非課税証明書(※令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村で取得してください。)</p> <p>市民税が減免されている方…減免通知書の写し</p>
(2) 個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている世帯 (ただし、家屋新築による固定資産税等の減免は対象外)	個人の事業税、固定資産税の減免通知書・国民年金申請免除承認通知書の写し
(3) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている世帯	国民健康保険税の減免通知書の写し
(4) 児童扶養手当の支給を受けている世帯 ※「児童手当」ではございません。	高萩市から児童扶養手当の支給を受けている方…不要 高萩市以外から児童扶養手当の支給を受けている方…児童扶養手当証書の写し
(5) 生活福祉資金の貸付を受けている世帯	生活福祉資金の貸付決定通知書の写し
(6) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の世帯	福祉事務所で発行された証明書
(7) (1)～(6)に該当しないが、特別な事情があり経済的に児童・生徒を就学させることが困難な世帯	令和7年1月1日時点で高萩市に住民登録のある方…不要 令和7年1月2日以降に高萩市に転入された方…課税(非課税)証明書(※令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村で取得してください。)

※書類はすべての最新のものを提出してください。

【就学援助費の内容】

援助費目は次のとおりです。

令和7年度の支給額です。次年度は変更になる場合があります。

援 助 費 目	年 間 支 給 額		対象者	
	小学校(円)	中学校(円)	要 保護者	準要 保護者
1 学用品費	11,630	22,730	/	○
2 通学用品費(第1学年は除く)	2,270	2,270	/	○
3 新入学児童生徒用品費 または 入学準備金(第1学年)	57,060	63,000	/	○
4 卒業アルバム代等	11,000	10,000	/	○
5 校外学習費(宿泊無し)	限度額 1,600	限度額 2,310	/	○
6 校外学習費(宿泊有り)	限度額 3,690	限度額 6,210	/	○
7 修学旅行費	参加に直接必要な経費(交通費・宿泊費・見学料等) ※ただし、支給対象外経費(保護者負担)あり		○	○
8 生徒会費	限度額 4,650	限度額 5,550	/	○
9 PTA会費	限度額 3,450	限度額 4,260	/	○
10 学校給食費	給食費の金額 ※市内の小・中学校在籍者は、認定後口座振替が停止されます。		/	○
11 医療費	医療券を交付する(学校病の治療のみ) ※学校病: う歯、中耳炎等		○	○

※要保護者の場合、修学旅行費及び医療費以外の費目については、生活保護法に基づく教育扶助からの支給となります。

【申請方法】 ※審査の結果、認定にならないこともありますので、ご留意ください。

<小学校入学予定児童の保護者>

12月に、在籍する園経由又は郵送にて各家庭にお知らせを送付いたしますので、申請を希望する場合は、期日までに教育委員会教育総務課へ申請書等を提出してください。

<小中学校に在学している児童生徒の保護者>

新規で申請を希望する方…申請は随時受け付けておりますので、学校へご相談ください。

※年度途中(5月以降)の申請については、最短で、申請した月の翌月初めからの認定となり、認定期間に応じた金額を支給します。遅っての認定はできませんので、ご留意ください。

現在認定を受けていて、次年度も申請を希望する方…2月頃に、学校から案内がありますので、「就学援助費申請書」・「確認同意書」・「委任状」に必要事項を記入、押印し、必要書類を添付して、学校へ提出してください。

【認定及び通知について】

<小学校入学準備金>

所得状況等を審査し、郵送で保護者へ結果(認定・否認定)を通知します。

<小学校入学準備金以外の就学援助費>

所得状況等を審査し、学校経由で結果(認定・否認定)を通知します。

※ 認定要件に該当しなくなった場合等は、必ず下記へご連絡ください。

入学前・・・教育委員会教育総務課 入学後・・・通学している学校

【受給方法について】

<小学校入学準備金>

申請書に記入された振込先に振り込みます。時期は3月頃を予定しています。

<小学校入学準備金以外の就学援助費>

入学後、校長に請求等を委任することになりますので、委任状を提出していただきます。

受領については、保護者口座への振込又は校長の代理受領となります。

【問合せ先】

ご不明な点は、教育委員会教育総務課(TEL 23-1131)までお問い合わせください。